

平成29年度 第3回 門真市障がい者地域協議会 会議録

日 時：平成29年12月22日（金）14時～
場 所：市役所別館3階 第3会議室

■会議次第

- 1 開会
- 2 議題
 - ① 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）について
 - ② 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）に対するパブリックコメントの実施及び今後のスケジュールについて
 - ③ 門真市障がい者地域協議会（仮称）障がい者差別解消専門部会の創設及び専門部会への当事者参画について
 - ④ その他
- 3 閉会

■配布資料

<事前配布>

協議会次第、協議会委員名簿

資料1 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）

資料2 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）に対するパブリックコメントの実施について

資料3 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定スケジュール

資料4-1 門真市障がい者地域協議会（仮称）障がい者差別解消専門部会の創設について

資料4-2 門真市障がい者地域協議会専門部会への当事者参画について

<当日配布>

協議会委員名簿

座席表

門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案修正案一覧）

門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案資料編）

門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案83ページ差し替え）

門真市第3次障がい者計画冊子

門真市第4期障がい福祉計画冊子

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

■出席者

委員：小寺委員（会長）、中井委員（副会長）、田邊委員、清石委員、古友委員、福田委員、中村委員、郡司委員、野志委員、東野委員、松田委員、宮口委員

事務局：障がい福祉課 北倉課長、東谷課長補佐、池尻課長補佐、池田主任、宇崎主査、江口係員

門真市障がい者基幹相談支援センター えーる 西川氏、廣田氏

門真市障がい者相談支援センター ジェイエス 小柳氏

門真市障がい者相談支援事業所 あん 高田氏

【コンサル／(株)ぎょうせい】

河野 氏

■欠席者

委員：大北委員、香西委員、松村委員

■傍聴者：3名

■議事

開 会

事務局： ただいまより、平成29年度第3回門真市障がい者地域協議会を開催させていただきます。本日は御多忙中にもかかわらず、本協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。私は本日の司会を担当させていただきます。障がい福祉課課長補佐の東谷でございます。どうぞよろしくお願いたします。失礼ですが、座って司会進行をさせていただきます。

それでは、本日の会議資料のご確認をさせていただきます。本日配布させていただいております資料は、協議会委員名簿、座席表、門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）修正案、門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）資料編、門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）の83ページ記載の(3)障がい児相談支援の第1期障がい児福祉計画の見込量の表の差替え分、その他門真市第3次障がい者計画冊子、門真市第4期障がい福祉計画冊子、以上でございます。計画の冊子につきましては、既にお渡ししているものですので、会議中の参考資料としてご使用になり、お持ち帰りにならないようお願い申し上げます。次に事前に郵送しております資料は、協議会次第、協議会委員名簿、資料1 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）、資料2 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）に対するパブリックコメントの実施について、資料3 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定スケジュール、資料4-1 門真市障がい者地域協議会（仮称）障がい者差別解消専門部会の創設について、資料4-2 門真市障がい者地域協議会専門部会への当事者参画について、でございます。

また、その他参考資料といたしまして、門真市情報公開条例（抜粋）、審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）、門真市附属機関に関する条例（抜粋）、門真

市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）を配布いたしております。資料の不足等ございましたら、お知らせください。ございませんようですので、本協議会の会議の公開については、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、原則公開の承認をいただいておりますので、公開といたします。なお、会議録につきましては、門真市情報公開条例の第6条各号に掲げる不開示情報に関する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成いたします。また、この会議録は、不開示情報を除いて公開するものとなりますので、ご了承ください。各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承ください。

ここで、委員の出席状況について報告させていただきます。本日の出席委員は、15名中12名でございます。門真市附属機関に関する条例施行規則第5条に規定されております委員の過半数以上の出席となっておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、会長にお願いいたしたいと存じます。

会 長： 皆さん、こんにちは。いよいよ計画も大詰めになってきてまして、今日は素案の検討ということになります。そうしましたら、お手元の次第に沿いまして、議事を進めていきたいと思っております。お手元でございます資料1の計画素案につきましては、前回の本協議会で委員の皆様方からいただきましたご意見を踏まえて、事務局のほうで作成されたものとなっております。これから前回からの修正点を中心に計画素案の説明に入っていただきたいと思っております。委員の皆様、どうか活発な審議をお願いいたしたいと思っております。それでは、「議題① 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）について」事務局からご説明をお願いいたしたいと思っております。

事 務 局： 障がい福祉課池尻と申します。それでは計画の素案ができましたので、ご説明いたします。失礼して座って説明いたします。今回は素案の最初から最後までご説明させていただきます。長くなりますが、ご了解ください。資料1、門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）をご覧ください。

まず、計画の素案の表記について、間違いがありましたので、修正箇所についてご説明いたします。冊子を開いていただいて、目次ですが、2枚目の「第3章の9の計画の推進」のところです。「(1) 計画及び制度の広報・羞恥」がありますが、羞恥の文字が間違っておりますので、文言修正させていただきます。よろしいでしょうか。

では、その他の計画の素案の内容について、全体的にこれまでの資料から修正しました点をご説明いたします。1つ目に、年号について文章中、西暦と併記をいたします。ただし、第3章のサービスの見込量の記載範囲、39ページから83ページにつきましては、文章の見やすさを考慮して、年号のみの表記にしております。2つ目に、障がい児については、基本は「障がいのある子ども」にし、法律やサービス名等の引用はそのままにしています。3つ目に、1箇所という表記は漢字表記にしています。4つ目に、小さな字はできる限り避けて大きくし、行間

を空けるとともに、イラストなどを入れて親しみやすくしております。

では、次に素案の説明をいたします。目次をご覧ください。前回の素案一部よりの変更点を説明いたします。第2章の2の項目について、「障がいのある人に関する平成32年度の成果目標の設定」を「第5期障がい福祉計画における成果目標」と修正し、同じく2章の3についても「障がいのある児童に関する平成32年度の成果目標の設定」を「第1期障がい児福祉計画における成果目標」に修正しました。第3章では、1に「障害者総合支援法に基づくサービス事業体系」を追加し、以降、項目の番号を繰り下げております。次に、同じく第3章の2の項目について「障がい福祉サービスの見込量と確保策」を「第5期障がい福祉計画／障がい福祉サービスの見込量」に修正し、また、次のページの上から3行目、第3章の3の項目については「地域生活支援事業の見込量と確保策」を「第5期障がい福祉計画／地域生活支援事業の見込量」に、その4行下の4については「障がいのある児童の支援の見込量と確保策」を「第1期障がい児福祉計画／障がいのある子どもの支援の見込量」に修正しました。また、この3章の中の、3と4の内容の順番を入れ替え、第1期障がい児福祉計画を後ろに記載しています。また、3章の4の第1期障がい児福祉計画の中に「(2) 障がい児訪問支援」を追加しました。(4)は「医療的ケア児」となっていたのを「医療的ケアが必要な子ども」に修正しています。

目次を終わりました、次に、第1章の修正点に入ります。1ページでは、文章の流れを見直すとともに、下から2行目の文末にありました「障がい児入所支援」を削除しました。これは都道府県の目標設定となっているためです。2ページから3ページでは、法律名に番号を振り、フォントも大きくし、法律名の横の()内に施行年月を記載しました。2ページの(3)の成年後見制度利用促進法につきましては、この法律の基本計画の記載が主なものとなっていたため、そもそもの法律の趣旨の記載に変更しています。同じページの(4)は概要についてできる限り要約をしました。また、3ページの中ほどにあります(5)もポイントをできる限り要約しました。4ページの1行目の(6)は「「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進等」について、今後の福祉改革の基本コンセプトをなすものであることから、追加をしております。

次に5ページの「3 計画の位置づけ」につきましては、当日資料の【修正案一覧】にありますとおり、13行目からの「門真市第3期地域福祉計画」を、福祉分野の上位計画に位置づける説明に修正をいたします。

次に、7ページになります。「6 計画の策定体制」では、当日資料の【修正案一覧】にありますとおり、②の門真市障がい福祉計画作成委員会という名称を門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会に、タイトル・説明文中ともに修正をいたします。また、その下の④については、回収事業所が1事業所増えて107事業所から108事業所になったため、その修正を行っています。

次に17ページをご覧ください。「(7) 障がい児者等団体アンケート調査から」について、「■調査の実施概要」を追加するとともに、20ページまでの意見等を表にして見やすくし、団体名を外して、できる限り集約をいたしました。

次に、21ページから28ページになります。ここは「(8) サービス提供事業所ア

ンケート調査から」ですが、前回より回収事業所が1事業所増えたため、集計し直し抜粋して記載をしています。記述式の回答項目や意見・要望などは、表にして内容を集約し、見出しを付けるなど見やすくするとともに、事業所名は外しております。

次に29ページからの第2章に入ります。「1 計画の理念と基本的な視点」は変更ありません。

30ページからは、前は別資料となっていました。今回は冊子として一つに集約しています。また、各成果目標設定の国・府の考え方については、現在の計画と同様に、大阪府の考え方のみとし、「国基準に沿った」というような表現にして、数値設定の考え方を記載するなど要約しています。また、それぞれの項目について、前は表でまとめていましたが、「第4期計画の検証」と「第5期計画の目標」について文章化をしております。

次に、31ページをご覧ください。「(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」についてですが、現在、門真市第7期高齢者保健福祉計画を策定中ですが、高齢者の計画では地域包括ケアシステムの構築が2期前から言われ、現在では地域包括ケアシステムの深化・推進が求められていますので、このような取組とも連携し、精神障がいのみならず、すべての障がいのある人や子どもなど、市民誰もが安心して暮らせる支援体制の構築をめざすことを記載しました。なお、「地域包括ケアシステム」については、91ページの「6 相談支援・ケアマネジメント体制の充実」にも「(1) 地域包括ケアシステムの構築」として、子育て家庭や生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など対象を広く捉えて推進することにも触れています。ここは、後ほどご説明いたします。

次に、32ページをご覧ください。「(3) 地域生活支援拠点等の整備」についての第5期計画の目標ですが、前回の記載内容から、1～2行目にあります「グループホーム(14床)、短期入所(6床)、相談支援等、居住支援のための機能を集約した多機能型の」までの文言を追加しております。また、この地域生活支援拠点につきましては、下水道本管工事の関係で、当初予定の30年4月の開設が困難な状況となっております。開設の時期が決まりましたら、お知らせいたします。

次に、33ページをご覧ください。「(4) 福祉施設から一般就労への移行」の中の、■第4期計画の実績表ですが、上から3項目めの平成28年度の一般就労移行者数は16人としていましたが、大阪府調べで25人に修正をしました。したがって、達成率も72.7%から113.6%に修正をしております。それらを含めて、第4期計画の検証で文章化をしています。

次に、35ページをご覧ください。「(5) 就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額」の「■第4期計画の実績表」ですが、2項目めの平成28年度の工賃の平均額の評価は、前回空欄にしておりましたが、平成25年度実績の27.5%増となっており、達成率は95.1%という表記にさせていただきます。

次に、36ページからは「3 第1期障がい児福祉計画における成果目標」です。(1)から(4)の各項目について、門真市立こども発達支援センターの考え方をいただき、記載しています。(1)の児童発達支援センターの整備、(2)の保育所

等訪問支援について、既に整備・実施済みですが、今後充実していくことを記載しています。

次に、37ページの(3)の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所につきましては、目標の児童発達支援事業所数の1箇所は、すでに達成しているものの、放課後等デイサービス事業所の2箇所については、あと1箇所の確保が必要となっています。

同じページの(4)の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場については、この門真市障がい者地域協議会やその専門部会である「児童専門会議」の活用などにより、協議を図っていきます。

38ページをご覧ください。ここからは「第3章 事業計画」となります。

「1 障害者総合支援法に基づくサービス事業体系」ですが、「■サービス事業体系図」の中の、右側上の四角枠内の訓練等給付に、新たなサービスとして「就労定着支援」と「自立生活援助」を入れました。

39ページからは「2 第5期障がい福祉計画／障がい福祉サービスの見込量」となっています。当日資料の【修正案一覧】の3つ目にありますとおり、ここでは年号と西暦の併記について、修正をします。修正の仕方ですが、この冊子では各項目の末尾に「※門真市では、元号（西暦）の併記としていますが、この項目においては、文章の見やすさを考慮し、元号のみの表記としています。」という風に書かせていただいておりますが、見にくいという意見がありましたので、「2 第5期障がい福祉計画／障がい福祉サービスの見込量」のタイトルの下に、「門真市では、元号（西暦）併記としていますが、第3章 事業計画のうち、39ページから83ページまでは、文章の見やすさを考慮し、元号のみの表記としています。」という説明を入れさせていただきます。

次に39ページからの訪問系サービスの種類と内容の表の「重度訪問介護」のサービス内容欄について、下から3行目以降の「30年度からは、このサービスを利用中の最重度の障がいのある人に対し入院時も一定の支援が可能となります。」とサービスの拡充について説明を加えました。

また、43ページの同行援護の第5期計画の見込量を修正しまして、身体障がいのある人について、各年度を2人ずつ増やし、それに伴い利用時間数も増やしています。合計欄もそれぞれ修正を行っております。

次に、46ページをご覧ください。(2) 日中活動系サービスですが、サービスの種類と内容を説明した表の中に、新たなサービスとしまして、「自立生活援助」がありましたが、このサービスは居住系の訓練等給付となっていますので、58ページに移して掲載することに修正いたしました。

57ページをご覧ください。新たなサービスとして「⑧ 就労定着支援（新規）」を記載しています。このサービスの見込み方について、大阪府より資料提供がありましたので、それに基づき見込んでいます。成果目標で一般就労の定着率を80%としていることから、各年度の一般就労移行者数の見込量にそれぞれ80%をかけて見込んでいます。

58ページをご覧ください。「(3) 居住系サービス」ですが、先ほど申し上げましたように、「■居住系サービスの種類と内容」の表に新たなサービスとして「自

立生活援助」を46ページから移して記載しています。

次に、60ページをご覧ください。③の自立生活援助（新規）につきましては、施設などから一人暮らしへ移行する地域生活移行者数が少ないので、施設・グループホームなどからひとり暮らし生活への移行は少ないと想定し、各年度1人としています。

次に61ページをご覧ください。ここからは「(4) 計画相談支援・地域相談支援」です。計画相談支援のサービス内容の説明に、L委員からご意見がありました、「サービス調整会議などを実施し、計画の作成を行います。」という内容を入れております。また、①の計画相談支援ですが、第5期計画の見込量に計画作成数とモニタリング回数を加えました。それぞれの見込量は63ページ上段の表に記載しております。

次に、66ページをご覧ください。ここからは「3 第5期障がい福祉計画／地域生活支援事業の見込量」です。前回の資料では、日常生活用具給付等事業と移動支援事業のみを記載、見込量をご説明しましたが、今回はすべての事業について見込量を設定しています。ただし、利用者数等数値的なものは少なく、事業の有無を記載する様式の表が多くなっています。また、現在の計画では、(1)の必須事業について、それぞれのサービスごとに内容の表を記載していましたが、障がい福祉サービスと同様に、一覧にしています。

67ページをご覧ください。①の理解促進研修・啓発事業ですが、ここはさらに事業名がありますので、それぞれ内容一覧を記載しました。

68ページをご覧ください。事業内容の表のうち、下の3つの事業は現在の計画にはなかった事業です。それぞれヘルプマークの配布、手話マーク、筆談マークの設置について記載しています。見込量についても下の表に追加をしております。

次に、70ページをご覧ください。④の成年後見制度利用支援事業ですが、平成28・29年度と利用者が増加し、対見込率は平成28年度が150.0%、29年度が120.0%となっています。したがって、第5期計画では見込量を増やして、平成30年度は12人、31年度は14人、32年度は16人としています。

⑤の成年後見制度法人後見支援事業では、当日資料の【修正案一覧】の4つ目にありますとおり、市民後見人については市が取り組んでいく方向であることから、修正をいたします。「第5期では市民後見人の育成・確保について取り組んでいくとともに、法人後見について体制を含め検討を行います。」と記載いたします。

次に、71ページをご覧ください。⑥の意思疎通支援事業ですが、現行計画の単位は年間当たりの利用者数でしたが、第5期では通訳者などの派遣件数と時間になりましたので、第4期計画の検証においても第5期の単位に合わせて記載をしています。

次に72ページをご覧ください。⑦の手話奉仕員養成研修事業ですが、平成29年度の実績が22人で、見込量の21人を超えています。したがって、第5期の見込量については、伸びを踏まえ、平成30年度を23人とし、以後3人ずつ増と見込んでいます。

次に76ページ、⑩の地域活動支援センター事業ですが、第5期計画の見込量で、

機能強化事業について、Ⅰ型、Ⅱ型の利用者数を、第4期計画の20人、18人から、それぞれ70人、30人と増やしています。

77ページをご覧ください。ここは地域生活支援事業の任意事業となっております。現在の計画と同様に、事業一覧のみ記載していますが、変更点は、「障がい者選挙投票支援事業」を削除したことと、一番下の欄の事業名を「障がい者虐待防止対策支援事業」から「障がい者虐待防止事業」に変更をしたところです。

次に、78ページは(3)市独自事業です。先程の任意事業と同様に、事業一覧のみ記載しています。変更点は、「重度身体障がい者福祉電話の貸与事業」及び「精神障がい者グループワーク事業」「重度障がい者訪問看護利用料助成事業」を削除したことと、上から3つ目の欄の事業名を「難聴児特別補聴器給付事業」から「難聴児特別補聴器購入費助成事業」に変更し、事業概要について2行目の「聴力レベル」に30デシベル以上を括弧書きで追加しました。また、上から4番目の事業名を「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業」に変え、5番目の事業名を「高齢者等緊急通報装置貸与事業」を「身体障がい者等緊急通報装置貸与事業」に、それぞれ変更しています。また、一番下の欄に「緊急時の通報」を新たに追加しております。

次に79ページをご覧ください。ここからは「4 第1期障がい児福祉計画／障がいのある子どもの支援の見込量」になります。サービスの種類と内容の一覧ですが、「障がい児通所支援」の下に「訪問系」として「居宅訪問型児童発達支援」を新たなサービスとして入れています。

次に80ページの②の放課後等デイサービスについても、利用日数について、できるだけ多く利用していただくため、1人当たりの利用日数を多く設定して見込み直しました。Ⅰ委員からご意見がありました、医療的ケアの必要な児童の見込量や地域の学校からの放課後等デイサービスの利用増加の見込みにつきましては、学校教育課から状況をお聞きしまして、医療的ケアの必要なお子さんについては、年々2～3人で推移しており、30年度は1人卒業されるため、2人になる予定とのことでした。また、医療的ケアの種類は、これまでは、胃にチューブを入れて食事を摂る胃瘻と管を使用して排泄をする導尿のみであるとのことでした。放課後等デイサービスとしましては、放課後児童クラブがない中学校の生徒が、人間関係の構築が難しく、友人や社会との接点が作れずに、放課後の過ごし方がわからないという相談も増えているようですので、そういう点、また、医療的ケアを別で見込むわけではありませんけれども、介護負担が大きく療育も必要なお子さんが利用できるよう、ここ数年の著しい伸びを踏まえて見込み量を多く設定しています。

次に82ページをご覧ください。(2)障がい児訪問支援の中の居宅訪問型児童発達支援につきましては、平成30年度からの新たなサービスですが、今後サービスの導入をめざし、平成32年度に月1回と見込みました。

次に82ページの(3)障がい児相談支援につきましては、当日資料として詳細な見込量を作り差し替えをしておりますので、ご覧ください。「(3)障がい児相談支援 第1期障がい児福祉計画 (差し替え)」という資料になっております。

次に83ページの(4)医療的ケアが必要な子どものためのコーディネーターの配

置についてですが、医療的ケアが必要な子どもの範囲をはじめ、コーディネーターの役割を担うべき者、コーディネーター1人当たりが担いうる対象者の人数も含め、今後検討すべき点があることから、平成32年度にまず1人の配置をめざすことになりました。ここでも、先ほどの医療的ケアの必要なお子さんに対して提供できる体制が望まれます。

その他、委員からのご意見で、保健師の訪問を希望するが、自ら相談に行けないケース・子育てに悩むケースについてですが、サービスの見込量には反映しにくい支援ですので、子ども・子育て支援事業計画など、他の計画にも盛り込んでいけるよう、検討してまいります。

次に、84ページから88ページまでは、子ども・子育て支援事業計画との連携として、門真市子ども・子育て支援事業計画より抜粋しています。ここでは、当日資料の【修正案一覧】の5つ目にありますとおり、現在、こども・子育て支援事業計画の見直しを行っているところですので、確定次第、見直し後の計画に差し替えをいたします。また、元号の表記を（西暦）と併記にいたします。

次に、91ページをご覧ください。「6 相談支援・ケアマネジメント体制の充実」です。第2章の成果目標のところでも説明いたしましたが、ここでは最初に、地域包括ケアシステムの重要性を踏まえた記載といたしますが、当日資料の【修正案一覧】の6つ目にありますとおり、タイトルを「（1）地域包括ケアシステムの構築」から「（1）地域支援体制の充実」と修正いたします。第1段落から第3段落では、介護保険事業計画を含む高齢者の保健福祉計画における地域包括ケアシステムの考え方について、厚生労働省の考え方などを紹介し、第5期障がい福祉計画等において求められていることを踏まえ、「支援の必要な人を早期に発見して支援につなげていくとともに、介護、障がい、経済的な課題等の複合化した問題を抱える人に対して、縦割りではなく、総合的な支援ができる仕組みづくりに努めます。また、包括的・継続的なケアマネジメントにより、公的サービスをはじめ、地域の人材や社会資源を活かした、総合的な支援ができる環境づくりをめざします。」としました。

次に、92ページをご覧ください。（2）の相談支援体制の充実の、「① 門真市障がい者基幹相談支援センターの役割」として、これまで以上に、関係機関や事業所と連携しながら、重層的な相談支援体制の構築をめざしてまいります。

93ページでは「② 門真市地域生活支援拠点の役割」として、平成30年度の整備をめざす拠点の役割について、イメージ図で記載をしております。

次に94ページでは「③ 門真市障がい者地域協議会の役割」について、ネットワーク図と表で記載しています。

次に96ページには「④ 市の役割」として、門真市が実施している相談対応の内容についての記載と今後の方向を記載しています。また、「（3）ケアマネジメント体制の充実」では、一人ひとりの障がいの状況や家庭、住まいの状況、サービス利用意向等個々の状況に応じたきめ細かな情報提供やサービス等利用計画の作成など、今後の方向を記載しています。

次に、97ページをご覧ください。ここでは、「7 人権の尊重と権利擁護の推進」として、「（1）障がいや障がいのある人に対する理解の促進」では、障害者

差別解消法を踏まえ、地域、就業、教育等さまざまな場面での差別を解消するため、市民の人権尊重意識を高めることや障がいに対する理解を深めることについて記載をしています。同じページの「(2) 障がいのある人の虐待防止の推進」では、障害者虐待防止法を踏まえ、市民に対する虐待についての通報義務の周知とともに、市が虐待防止の主たる担い手として、早期発見や早期対応等適切な支援を進めることを記載しています。

次に、98ページをご覧ください。「(3) 権利擁護の充実」では、当日資料の【修正案一覧】の7つ目にありますとおり、「知的障がいのある人や精神障がいのある人などの財産管理やサービス利用の支援などを適切に行えるよう、成年後見制度について情報提供や相談対応の充実を図るため、市民後見人の育成・確保について検討していきます」としていますが、市として進めていく方向ですので、最後のところを、「市民後見人の育成・確保について取り組んでいきます。」と修正いたします。

次に99ページでは、「8 障がいのある人の雇用・就労の促進」として、「(1) 障がいのある人の雇用の促進」では、関係機関との連携による障がいのある人の雇用促進体制整備とともに、近隣市や事業所等と連携し、新たなサービスである就労定着支援を活用し、就労定着支援を推進することを記載しています。「(2) 市における取組の推進」では、現在の計画と同様に、庁舎実習の受入れの実施や障害者優先調達推進法に基づく、物品等の調達の推進、障がいのある人の雇用・就労を要件とする総合評価一般競争入札制度や自主製品の購入、販売支援等、引き続き取り組むことを記載しています。

最後になりますが、101・102ページは「9 計画の推進」を記載しております。

「(1) 計画及び制度の広報・周知」とともに、「(2) 関係各課・関係機関との連携」「(3) 国、府、近隣市との連携」「(4) 専門的人材の育成・確保」「(5) 計画の点検及び評価（PDCAサイクル）」の5項目を記載しています。ここでは、当日資料の【修正案一覧】の8つ目、9つ目にありますとおり、「(5) 計画の点検及び評価（PDCAサイクル）」の中の、「門真市障がい福祉計画作成委員会」名を「門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会」にタイトル・説明文中ともに修正し、「計画の点検及び評価（PDCAサイクル）」の説明文のAction（改善）をAct（アクト）（改善）への表記に修正いたします。

長くなりましたが、以上で、説明を終わらせていただきます。

会 長： はい、ありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明につきまして、委員の皆さん、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

事 務 局： すみません、もう一点。本日、当日資料として、冊子の後ろにつきます資料編をお配りしております。こちらをご確認いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

会 長： はい、何かございませんでしょうか。

C 委 員： 質問です。41ページの「② 重度訪問介護」ですが、先程、30年4月から重度訪問介護が入院中の方に対しても利用ができるということで、入院中にヘルパーさんが訪問して、利用支援が可能ということでしたら、新たに利用する方が増えるということも考えられると思いますので。そういう文言がありませんので、そ

の分を若干、人数とか時間数を増やす必要があるのではないかと思います、どうでしょうか。

会 長： はい、いかがでしょうか。対象が広がるのではないかとありますが。

事務局： 現在重度訪問介護をお使いの方が入院された場合、重度の障がいがあるためにコミュニケーションがとりにくく、病院職員さんの医療的なケアや介助などが受けにくい、意思疎通ができないというところを補助するためのヘルパー支援という目的が入ってきますが、ご自宅で重度訪問介護を使ってヘルパーが意思疎通をしているような方は多くない状況です。ただ、今後その視点での利用も考えられると思いますので、もう一度確認をさせていただきまして、この数値の見込みを変えるかどうかは考えさせていただきたいと思います。ただ、この見込量の記載のところにもそういった制度が変わることを記載したほうがいいのではないかとご意見だと思しますので、表記の仕方についても検討させていただきます。

会 長： よろしいでしょうか。

C 委員： はい。障がい支援区分6を対象に国は想定されているようですが、区分5とか4とか、下がってくるようなことも今後考えられるということも想定されそうです。3月までにはそのへんもはっきりするそうなんです。そういうのも踏まえますと、これまで入院中の方は利用できなかったが、その方が利用できるということで、人数は増えてくるかなというように考えられますので、よろしく願いいたします。

会 長： はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

L 委員： 61ページの計画相談についてですが、法改正で色々動いているところだとは思いますが、門真の場合は100%をめざしたために、ケースをたくさんお持ちの相談員さんがたくさんいらっしゃいますけれども、まだはっきり決まったことを聞いた訳ではないのですが、1人35名くらいにくるようなことを聞きました。そうすると、100何人と言っている方々は、相談員さんの数としていくのかどうかというあたりでは、100%をめざしましたけれども、はずれてくる方がいるのではないかとこのように思うので、この数値でいかれるのか。もう本当に4月から動くようなことを聞きましたので、どうなのか心配しました。

それから、67ページの障がい者週間のキャンペーンですが、なかなか当事者団体に声がかからないので、どんなことをやっているのか、たまたま通らない限りはわからないですね。啓発折り紙は、実は私のところの上部団体の大阪育成会が発案しておりますので。そもそもは小学校何年生かに配ってほしいというような目的で、大阪府には予算を取って配ってもらうようにと、私は聞いていますが、これは学校の方には配っていないのですか。

それから、102ページのPDCAサイクルに関してなんですが、私は前回の4期の障がい福祉計画の時に、このPDCAサイクルはとていい制度というか、見直していただける、3年に1回、このように数値目標を上げたり、下げたりするだけで、何も暮らしに還元する見直しをする機会がないということで、4期の時に毎年これをやってくさるんですよということを確認したと思うんです。けれども、地域協議会に毎回出させていただいておりますが、報告を聞いたこともありませんし、どうなっていますかと1回くらいは質問をしたことがあります。

ただ書いてあるから、書いてあるだけになっているようなことになっていると思いますので、毎年、きちんとどんな風に府に報告したかを私達にも分るように、こういう報告しますと報告する前に私達に下してもらって確認をした上で、府に報告して欲しいなと思っております。以上です。そういう文言を入れてもらえないかと思いました。以上です。

会 長： はい。ということで、三点かと思いますが、いかがでしょうか。

事務局： 計画相談についてですけれども、具体的に国の方向性がまだ下りてきていない状況なので、現在のところは現状としてこういう見込みを立てていきますという予定で今は考えております。今、おっしゃるPDCAサイクルの中で、国も大阪府も目標を具体的に決めていくということがありますので、そこは市町村も一体となった計画として、国からの通知を基に、PDCAサイクルの中で検討していくことになるかと思っています。

L 委員： それは報告いただけるのですか。

事務局： そうですね。大阪府から年に2回計画の進捗状況について照会をかけてこられるのですが、丁度年度の半期が終わりました後に、照会をかけてこられます。年度末が終わりまして、翌年度の5月、6月くらいに照会をかけてこられるようになっておりますので、この協議会への報告を踏まえて大阪府に報告するという流れで実施することは、なかなか難しい状況ではあります。結果として、こういう数値で報告していますという報告はさせていただいている状況ではありますので、事前にご了解いただくというのはタイミング的に難しいのかなと思います。

L 委員： PDCAサイクルで下りてくるというところのあたりでは、協議会で諮るというようなことを聞いていたんですけれども、ただの報告をするためのものだったということの理解でいいということですか。

事務局： 大阪府の照会実績がどうだったかということで照会がきますので、今後の見込みをどうしますかという話ではないですね。実績としてこういう利用状況でしたという報告を上げさせていただいています。この協議会でPDCAサイクルの中で計画の見直しをするというのは、また違う視点での検討かと思っています。

会 長： ただ、事業についても細かな数字が示されていますし、PDCAが導入されたというのは、計画が実際にうまく機能しているのかどうか、数値が。うまく機能していなかったら、その原因はどんなのかというところで。例えば、今の計画相談の話ではないですけど、数値はあるが、働き手の手立てがうまくいっていないというようなことも考えられますので。だから、やはりこの協議会の中にどういう形で府に報告されたのか、そして多分それは府下の全域で比較もできるような数値が出てくると思うんですね。ですから、そのあたりで門真市はどんなのかということも当然分かりますので。だから、門真市としてはどういう手立てをしていったらよいかの議論を協議会の中ですべきかなという感じはしますが。あとは。

L 委員： 折り紙が学校で配られているかどうか。

事務局： 折り紙は小学校には配っていないということですので、配らせていただく方向で実施させていただきます。周知に関しましては、門真市身体障害者福祉会の役員さんの方には配布のお手伝いをさせていただいていますが、当事者団体への周知も今後、個別にさせていただきたいと思っております。広報と市のホームページ

では周知はさせていただいていますが、当事者団体には個別に周知をさせていただきたいと思います。

事務局： 計画相談に関することです。相談支援連絡会の中で、100%めざすという部分でお話があったかと思いますが、100%をめざしたことが悪かったという認識は、相談支援連絡会の中では今はしておりません。やはり相談支援専門員の人数が足りていないというところが問題であり、相談支援専門員の余力がない中で相談業務を実施しているというところが、課題になっているのかなと考えております。実際、100%をめざしたことにより、他市ではセルフプランの利用者さんについてサービスを提供する事業所が問題に気づいたものの、どこに相談したらよいか分からない、実際に問題があった時に頼る所がなかったというお話を聞いています。門真市の事業所の中でも、他市の支給決定を受けている方の利用者さんについて、計画相談が入っていないで困ったというお話もよく聞いています。ただ、門真市は100%実施しているから、必ず相談支援専門員が横についている。そこで相談をすることで、各担当者が問題解決にあたれたというお話も聞いておりますので、いい面、悪い面あるかと思うんですが、やはり問題は、相談支援専門員の余力をいかに作っていくかという点で考えておりますので、その部分が今回の報酬改定の所で変わっていければと考えております。報酬改定については、まだはっきりした内容ではないのですが、35人というお話になっていましたが、35人なのか、35回なのか、月当たり35回という話も出ておまして、35回ということであれば、計画相談、モニタリングが35回できるという形になれば、人数的にはかなり多く出てしまう。それでは問題解決にはならないのではないかと考えております。ですので、国の動向はしっかりと見定めた上で、相談支援連絡会の中でも協議し、門真市における相談支援をどのように実施できるのかを検討していきたいと考えております。以上です。

会長： 相談支援の単位の部分がまだよく分からないところもあるので、そのあたりも、門真市の実態と併せながら、問題がどこにあるのかという分析もやっていただきたいと思います。あと。はい、どうぞ。

H 委員： 24ページについて、教えて欲しいのですが。アンケート調査に基づいての数値だとは思いますが、この2番の今後の増員、新規参入予定の人数ですが、例えば就労継続支援B型に関しては、この4年間で1,041人というのは、スタッフの数ということでしょうか、それとも利用者の受入れ人数でしょうか。その辺を考えると計画相談もこの4年間で818という数字が出ているので、こちらは何の人数になるのか教えていただければと思っております。

事務局： 利用者の人数となっています。

H 委員： ありがとうございます。

会長： よろしいですか。他にございませんでしょうか。

I 委員： あまり大したことではないのですが、資料編の114ページの「支援学校」の用語の説明があるのですが、公の冊子にするものの定義としては、ちょっとあまりにもざっくりした言い回しではないかと思っております。文科省の定義的なところとか、法の用語を少し参考させていただいて、“日常生活において～”とかあるので、そういった所をもう少し書いていただいたほうがいいかなと思います。

御願います。

会 長： はい、他にございませんでしょうか。ちょっと私のほうから、94ページの「門真市障がい者地域協議会」ですが、ただ、これが今度は児童が正式に入ってきましたね。計画も児童を含めた形でやっていますので、障がい者の後に児が入るべきかなという風に思いますが。障がい者だけでは18歳以上になるから、児も含めた形で施策を進めていく会議になりますので、名称を変えたらいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうかね。皆さん、どうですか。以前から児童施策も入っていましたが、正式に法的に計画として入ってきたのは初めてです。計画に基づいた事業をどう評価していくかということになると思いますので、いかがでしょうかね。

事務局： 今までの表記ですと、「障がい児者」ということになるかと思いますが、そういう形で修正していくように検討させていただきます。

会 長： それともう一点、医ケアのコーディネーターの設置がありますが、あれが32年度になっていたのかな。あれは確か、国は30年度までに設置すべきとなっていたが、変わったのですかね。

事務局： 国は30年度までとなっていると思います。

会 長： 32年度に1名となっていますが、これは市の都合ですか。人の話なのでおおいですが。

事務局： 大阪府にも問い合わせをしながら、どういう方がコーディネーターにふさわしいのかという話もしているのですが、医療機関にいらっしゃる方で医療ケアに詳しい実務者という方向性を言われている中で、そのコーディネーターを探すのにちょっと調整期間が必要になるという市の考えがございまして、30年という国の方針ではあるのですが、計画上はこのような目標にさせていただいたところです。

会 長： 人の話ですので、大きな話ですね。ただ、他市では、地域生活支援拠点の整備をしていく時に、ここでも高齢者、子どもといったことを考えた包括ケア体制についてふれていますが、そういったことを考えていった時に、どうしても人の問題でどこも。ハード面はいけますが、そこをどうコーディネートしていくかという人の問題がかなり難儀。その時に児童のコーディネートを活用して、児童も含めた形の地域拠点みたいな、そういうイメージで、それを活用していこうかというようなことも考えている所があるので、もう少し積極的に、32年度と言わず、知恵を出してやってもらえたらいいかなと思うのですが。一つの参考ですので。他、ございませんでしょうか。

K 委員： 一つは、つい先だっで行われましたが、障がい者週間の件ですね。これは、身障福祉会の長い歴史があるのですが、このキャンペーン、今年は古川橋駅前1箇所だけでした。昔はこのキャンペーンは、京阪の駅、萱島から門真までの各駅、そして時間もそんなに短くはなかったんです。それで、今回は当然、何年か前からやっておられるように、古川橋と門真市駅はあるのかなと思っておったのですが、今年は古川橋1箇所だけで実質は20分位の時間で終わりました。うちの団体からも10名ほどが手伝っていましたが。以前は、街頭キャンペーンも市役所の正門前、あるいは門真団地のバス停、それから萱島から門真市駅、各駅前でもやっていたんですけど。長い年数やってきて、成果的にそこまでするほどの成果が

上がっていないのではないかという判断がされているのかどうか。今後も古川橋の1箇所だけで行うと考えているのか、その点をお伺いしたいと思います。それと、68ページにヘルプマークとか手話マークが記載されていますが、確かにこのヘルプマークについては、外見で障がい者ということがわからない人が結構おられる訳ですね。このマークは電車の中でもあまり見たことがないんですが、このヘルプマークの啓発用ポスターは、障がい福祉課の壁には貼ってましたね。これは役所の各課には一切掲示がされてない訳ですね。このヘルプマークについて、知らない市民が大半です。それと、あのポスターを見てもこれが何かということをはっきりと読み上げて見ている市民が本当にいてないと思います。私も聞かれましたんですが、要は障がい者という判断ができない人が近くにおるんですが、こういう人が障がい者扱いを公共の電車とかそういう所でされていない。電車にも貼っていますわ、確かに。貼っている車両はありますが、ホームでも放送は一切されていませんね。ですから、ここら辺の問題も、普及啓発活動について私は大阪府でも話をしていますが、折角ヘルプマークのポスターなんかも作ってあるのに、実質活用をされている人がどれだけいるのか私もわかりませんが、外部から見て障がい者と判断できない人は、何かやはりなければ分からない訳ですね。ですから、この啓発のポスターだけではなくて、何か身に着けるストラップとは書いていますが、これは門真市で相当出ているのですか。

事務局： ストラップのほうは、今年の7月から配布を始めていまして、確定した数というのは今持っていませんが、大体100個くらいは出ているかと思います。ポスターも配布に合わせて庁内に貼っています。今、本館については、入っていただいた右手のほうの掲示板にヘルプマークのポスターを貼らせていただいていますし、各階段の踊り場には、掲示物がたくさんありますので、空いたら貼って欲しいということには言っています。

K 委員： ああそうですか。できるだけ多くの市民の人に、多くの対象者の人が見えるような対応をしていただきたいと思いますし。それから、各部署、課ですね、障がい福祉課は職員の皆さんがそういう問題について関心も理解もあるでしょうけども、他部署の職員については全くよそ事ですから、あまりこういう事に関して関心を持って日常業務をやっていることは少ないんじゃないかなと思うので、何かの職員の研修会時には、こういう障がい者対策として障がい福祉課中心に様々な取組をやっていますというようなこととお話していただいて、各課、市民の人が直接障がい福祉課以外の所に行った時でも、聞かれば職員の人が対応できるような体制を作っていただきたいなという風に思います。

事務局： 今のところ、ヘルプマークを配布しているのは、障がい福祉課だけではなくて、保健福祉センターの健康増進課のほうと、南部市民センター、こども発達支援センターでも配布を行っておりまして、ポスターも貼っていただくようお願いをしています。

D 委員： 民生委員の全員が集まる定例会の先々月に、現物と啓発アピールをされました。ですから、民生委員全員には周知されたと思います。

K 委員： ああそうですか。まだ始めてから期間が浅いということもあるので、多くの市民の人になかなか知ってもらえないというのが実情だと思うのですが、できるだけ多

くの人に知っていただけるような対応を、これからも続けていってもらいたいというように思います。それと先程の駅前のキャンペーン活動については、どういう課の対応になるのですか。

事務局：一応、毎年2つの駅でずっと続けてやっていたと思いますが、規模的に二手に分かれると小さくなるので、古川橋の方で大々的にやってみたいということで、今年は古川橋で集約させていただきました。

K 委員：いやいや規模的にというのは、今年出ている人数で2駅、3駅というとなんか少なくなるということですけど、もっと関係団体に出ていると思うんですよ、以前はね。ですから、かなりの箇所ですけれどもそれなりの人数も出ているんですが。それを2駅、3駅でやっていることと、今年のように1箇所集中的にやることと、効果としてどんなものかと思うのですが。私も毎年出ているので、市民の人にメモ帳、今年はメモ帳とポケットティッシュでしたかな。セットで出していましたが。そのまま出していたのでは、タスキをかけてても、なかなか受け取ってもらえないので。私は「門真市です。障がい者の日です。」という風に言って、受け取ってもらうのですが。ですから、折角時間出してもらってやってもらいたかったら、もっと効果の上がるような方法を考えてもらいたいなという風に思っていますので。今年をどういう風に反省されるのか分かりませんが、あそこで集中的にやるのが効果的なのか、あるいは今までのように2駅、3駅でするのが効果的なのか、そこら辺の検討もしていただきたいという風に思います。

事務局：分かりました。また、検討させていただきます。

会長：他、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

E 委員：細かい点ですが、68ページの「ふれあいコーナーの設置」の文章の中の下から2行目、「障がいのある人への理解促進を図ります。」と書いてありますが、「障がいのある人の理解促進を図ります。」のほうが分かりやすいのではということと、もう一つはきらめきアートフェスタですが、「障がいのある人等が作成した」とありますが、障がい児も入っていますし高齢者もいらっしゃるというように認識しておりますので、どうかなと思います。

事務局：ふれあいコーナーの設置では、「障がいのある人へ」の「へ」をとるというお考えでよろしいでしょうか。

E 委員：そうですね。何を誰に紹介するかということを考えて、どうかなと思ったので。

事務局：わかりました。きらめきアートフェスタのほうのご紹介では、「障がいのある人」というのが、大人も子どもも含んだ全体という意味で使わせていただいておりますが、「等」が高齢者の方を表しているという表記になっています。それが分かりにくいということであれば、表現を修正させていただくということは可能だとは思いますが。いかがでしょうか。

C 委員：できればはっきりと表記してもらった方がいいかなと思います。理由としましては、高齢者も障がい者も児童も含めての共生社会の実現ということが言われていますので、きらめきアートフェスタでは、子どもさんも高齢者の方も一緒にしていますということ逆を逆にアピールできるのではないかと思います。それと地域包括ケアシステムにつきましても、高齢者だけではなくて、障がいのある方、児童、

それから障がいのある方もない方もという形での地域共生社会というのをうたっていますので、この冊子にもありますけども、「我が事・丸ごとの地域共生社会の実現」と。その反対は「他人事・丸投げ排除社会」と、そんな風に今、言われていますので、できれば、はっきりと明記して行って、共生社会というのを進めていくほうがいいかなという風に思っております。

事務局： では、わかりやすいように修正をしていきます。

会長： よろしく申し上げます。他、ございませんでしょうか。ないようですので、本日いただきました様々な意見、これに関して修正も含めてやっていかないといけないかと思っておりますので、その修正に関しましては事務局にお願いしまして、私とK委員におまかせいただければと思いますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

各委員： 結構です。

会長： ありがとうございます。ということで、お願いしたいと思っております。それでは、次の案件、「議題② 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）に対するパブリックコメントの実施及び今後のスケジュールについて」事務局の説明をお願いしたいと思います。

事務局： 江口でございます。それでは、私より、議題② 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）に対するパブリックコメントの実施及び今後のスケジュールについて、失礼ですが座ってご説明させていただきます。それでは資料2をご覧ください。まず、パブリックコメントの目的でございますが、本計画の策定にあたりましては、市の政策形成過程における公平性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、一層開かれた市政の推進に寄与することを目的として本計画の素案を公表し、市民の皆様からの意見等の募集を行うこととしております。いただいたご意見につきましては、計画に盛り込めるかを検討し、意見の概要と意見に対する市の考え方を平成30年2月中旬に市ホームページ上で公表することとしております。閲覧・意見募集期間につきましては、平成30年1月11日（木）から1月31日（水）までの3週間を予定しており、閲覧場所につきましては、障がい福祉課、市情報コーナー、保健福祉センター等、計13箇所を予定しておりましたが、障がい児福祉計画と関わりのある、こども発達支援センターを追加しまして、計14箇所を予定しております。また、前回の本協議会にて、I委員より、今回は初めての障がい児福祉計画の作成ということで、学校関係にも周知が必要ではないかのご意見をいただきましたので、今回の計画（素案）につきましては、学校教育課と調整を図り、門真市立小中学校長、守口支援学校長、寝屋川支援学校長へ文書にて周知協力依頼し、門真市在住の児童・生徒の各保護者の方へも文書で周知する予定としております。更に市内障がい福祉事業所・障がい児支援事業所へもメール配信する他、要望に応じまして、市内障がい児者等団体へも計画（素案）の冊子の郵送を考えております。なお、意見の提出方法、意見提出・問合せ先は、記載の通りでございます。

それでは、続きまして、本計画の今後の策定スケジュールでございますが、資料3の下の欄をご覧ください。本日、委員の皆さまからいただきましたご意見を踏まえ、追加修正する計画（素案）につきましては、会長・副会長のご了解をいた

だいたいのち、来年1月にパブリックコメントを実施したいと考えております。パブリックコメント終了後の2月に庁内作成委員会と本協議会をそれぞれ開催し、パブリックコメントの結果を踏まえた計画最終案を本協議会会長より市長に答申をしていただきたいと思いますと考えております。次回の本協議会の開催日につきましては、事前の日程調整の結果、2月16日を予定しております。開催通知につきましては、後日、事務局から郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

会 長： はい、ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次の議題③に移りたいと思います。「議題③ 門真市障がい者地域協議会（仮称）障がい者差別解消専門部会の創設及び専門部会への当事者参画について」事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局： 障がい福祉課池尻よりご説明いたします。失礼ですが、座って説明いたします。議題③のうち、門真市障がい者地域協議会（仮称）障がい者差別解消専門部会の創設について、ご提案いたします。資料4-1をご覧ください。

「障害者差別解消法」の施行に伴い、障がいのある人の権利擁護、障がいに関する理解促進、差別解消の促進等についての検討ができる部会の創設が、さらに必要とされてきており、平成29年度は、30年度4月からの障がい者差別解消専門部会の創設に向け、部会の目的、取り組み内容、参画機関、障害者差別解消法に関する相談事例の検討の場について等、当部会で検討する事項や会議の頻度、また会議の運営方法等について検討を行ってきました。また、本市で、障がいのある人の理解促進・権利擁護についてどのような取り組みを行う必要があるか、また障がい者団体の参画についても協議をしてきました。その結果、これまで障がいのある人の理解促進としては、団体アンケート等からの意見でもあるように、まだまだ不十分と認識されており、市のイベント等様々な機会を活用し、啓発を行う機会づくりが必要であり、理解促進を行う対象の幅を学齢期も含めて広げていく必要があること、サブ協議会や精神保健専門部会とも連携して、理解促進などのためのイベントなどに参加する当事者の方々に、負担がかかりすぎないように企画すること、自治会等の地域の組織に対しても働きかけを行う機会づくりやその援助を行うこと、障がいのある人が企業等での就労場面で感じる困難等の現状などを踏まえ、問題点などを提起して問題解消に向けた検討を進めていくこと、等について当部会で検討し進める方向で意見がまとまりました。これまで、障害者差別解消法に関わる個々の相談ケースへの対応につきましては、本市の障害者差別解消法に基づく対応の中で、障がい福祉課・人権女性政策課を中心として、既存の相談機関等の活用や大阪府の広域支援相談員の協力のもと対応することとしてきましたが、個々の相談ケースについては、迅速な対応も必要とされることから、この役割はそのままとしまして、当部会においては、相談事例等を踏まえて、取り組むべき問題点を明らかにし、広い視野で問題の解決を図れるような検討・取り組みを行うことを役割として、分けて実施していくことで意見がまとまりました。これらのことから、平成30年度から（仮称）障がい者差別解消専門部会の（仮称）障がい者差別解消専門会議準備会を立ち上げ、会議回数としては、専門部会を奇数月の年3回として実施を予定しています。

会議参画機関としては、障がい福祉課・人権女性政策課・障がい者相談支援事業所・社会福祉協議会をはじめ、会議テーマに合わせ当事者団体及び関係機関に参画していただく予定となっています。また、当部会の会議回数が年3回と少ないことを踏まえて、問題点を掘り下げ、集中的に検討の機会を増やす必要があれば、ワーキングチームを作るなど、検討の場を新たに作る必要性についても、今後の会議運営の中で検討して行く予定としております。このような当部会での取り組みの中で、さらに、障がいのある人が、地域で生活する中で、どのようなことに困るのか、当事者目線での必要な取組みなどについても、ご意見をいただくなど、一緒に検討を進めていくために、準備会においては、当事者団体の参画による、問題解決ができる仕組み作りを進めてまいりたいと考えております。以上で、差別解消専門部会の報告を終わらせていただきます。

会 長： 今のご説明に関して、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

L 委員： テーマに合わせて招集するという事は、障がいの当事者団体は専門部会に委員として入っていないということですね。

事務局： 門真市では障がい児者等団体が7団体ありまして、障がいの程度、種類も違うというところもございますので、それに合わせてという点もありますし、まず準備会から始めますので、その場に参加したいという意向をいただいた団体さんにはお声かけをさせていただき、そこでの話し合いからまず進めていくという方向ですので、きちんとした部会になってテーマごとに検討を進めていくというところになれば、そういう参加の仕方というのがありますけれども、まだこちらで考えている運営の考え方もありますので、その考え方も含めてお話を準備会の中ではしていきたいと思っております。ですから、来年からテーマを決めてそれで進めていくというようなところは、まだ、できていないところです。

L 委員： 障がいは色々ありますけれども、困り事に関しての暮らしについては、1つの障がい者団体が1つの事だけではなく、色々な障がいのことを理解して、お互いのことを知る機会でもあるので、7団体全員を人数に入れて、最初から当事者が困ったことをしっかり聞いていただかないと、違う方向がいつもいつも出てくるというような部会を開催していただいても、前進がありませんので。もう少ししっかり据えて、当事者のことは当事者を交えて会議をしていただきたい。以上です。

C 委員： 失礼します。障害者の権利に関する条約、障害者権利条約が平成26年にやっと日本が批准して発効しました。世界で百何番目くらいですかね。ですから、障がい者に関しては全くの後進国なんです。障害者権利条約の理念を申しますと、障がい種別を踏まえて当事者が参画することという風に、参画を確保するという風になっていますので、今、こういう場で障がい者がこういう部会に参加するとかしないとか検討されていること自体が、ちょっと考えられないという。当然ながら、前にもあったんですが、「我々抜きに決定しないで」というような世界的にも有名な言葉ですね、あったと思いますが。専門部会ということは、障がいを持っている方がそれぞれ生活してきていますので、いわば専門です。それ以外の方は専門でないかもしれない。専門的に勉強はしているかもしれませんが、と

ということもありますので、こういう議論をされているということが、本当に日本は後進国、百何番目という感じはします。専門部会というならば、当然ながら、何ら検討することなく、当事者の方が参画するということで、日本はやっと権利条約にも批准した、平成26年に発効されたという意味だと思いますので、障がいのある方が参加されることに全く不自然さはないんですけども、どうでしょうか。

事務局： 考え方、少し方向性が違うかもしれないのですが、障がい児者等団体7団体の中で5団体の方から参画したいという意向を聞いております。そこで参画いただく会議を作っていくということで、差別解消専門部会のほうでは考えておりますが、この会議の準備会には5団体さんに声かけをさせていただいて、こういう会議を実施していきたいのですがという調整も踏まえて、進めていく方向では考えておりますので、その中でご意見をいただけるよう、実際に進めさせていただきたいと思っています。

D 委員： 以前、就労定着率が非常に悪いということで、どうしたらよいだろうかという話が前回の時にありましたけれども、それもやっぱり、今、おっしゃったように一緒だと思いますが、施設の人の意見は意見として勿論大事かもしれませんが、当事者の方のご意見とか色々なことを聞きながら進めていく方がより現実的ではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

会長： 私も本来は当事者の部会があって然るべきかなと思うんです。ですから当事者の声を本来は聞く、そうしたら当然、当事者の方にも参画していただけるという。だからこれは30年度に1年かけて、差別解消の専門部会を立ち上げるための準備会という位置づけなんですけども、差し障りがなかったら、差し障りがなかったらという言い方もおかしいのですが、入っていただいてもいいのではという気がします。逆にそういう活動をしながらか、差別解消の部会を立ち上げるとともに、結果的に障がい者の当事者部会の立ち上げにもつながっていく可能性もあるのかな、という風に思いますので、そういう意味からも、当初からテーマに合わせて参画するのではなく、テーマをどうするのかも当事者の方が決めたいと思いますので、その辺りから参画した方がスムーズに行くのかなとは思いますが、いかがでしょうか。

L 委員： 大阪府の自立支援協議会では、私たちの団体も所属していて席があります。なのに門真市は本当に席がないんです。どうしてなのかということ、1回目の自立支援協議会から私はずっと言ってきました。でも、ずっとかなわないんです。どうしてなのでしょう。

事務局： 今、会長がおっしゃったような方向で考えておりましたので、そのようにさせていただきたいと思います。是非ご協力いただき、ご意見等いただきたいと思っています。

会長： よろしいでしょうかね。他、ございませんかね。

K 委員： これは修正するんですね。

会長： そうですね。

K 委員： 「その他、専門部会で検討するテーマに合わせて」 その所は。

事務局： そうですね。あくまで立ち上げにあたって、考えてきたところということになりますので、それはご参加いただく中で、変わってくれば、ここは変わってきます。今、現時点でのご提案をさせていただく中で、書き方だけなので、実際、参加いた

だいたら修正がかかっていくと思います。ご参加いただいてご意見をいただくというところは一緒ですが、どのように書き換えるかまでは言っていないので、準備会で一緒にお話を聞きながら、作っていきたいと。

K 委員： ですから、今のお話の中で、いわゆる障がい者も当事者だという位置づけになるわけですね。ですから、専門部会の一構成対象になるわけですね。障がい者の団体というのが。この文章でいくと、テーマが出てからというように理解されるが、そうではなくて、障がい者が当事者なんだから、会の中には入っているというようにわかりやすくしていただいたほうがいいですね。テーマも当事者が参画して検討していく。

C 委員： この中で検討する内容としましては、それぞれの種別の違う障がい者の方、その方々の不当な差別の状況とか、合理的配慮が必要な内容について、その方からご意見を聞いて、合理的配慮がされた内容とか、されなかった内容とか、不当な差別ではこんな風な差別を私は受けましたというようなことを、いっぱい事例を出してもらおう。ということで、すべての障がい種別の方に来ていただいて、自分の不当な差別、私はこういう合理的な配慮をされたというようなことをいっぱい出してもらうことにより、障がい者が障がい福祉課なり市役所に相談に行った時に、速やかに対応できるというようなことにもなるかと思います。なかなか障がい者の方が市役所に行って、「ちょっとこのへん困っているんです。すぐに対応してください。」と、なかなか言いにくいところがあると思います。私もそういうのを聞いたりしていますので、できれば世の中のそういう経験をこういう場で言ってもらって、それを事例集みたいに、色々な団体が作っていますが、冊子にしたりとか。そういうのですぐに対応ができるとも言われていますので、そういう内容を会議の中で一つ出してもらったらどうかと思います。

会 長： ありがとうございます。これまで対応要領は作られていますね。そういう中で、合理的配慮に欠けるというような訴えは、窓口であるんですか、この1年間。

事務局： そうですね。市の対応要領は、市の職員が窓口でどのような対応をするのかということに関わってきますが、訴えなどは具体的にはあまりないです。民間で就労されている場面で、そこで言われたことが果たして正しいのかどうかというご相談をいただくとか、カウンセリングに関わるようなことはあります。合理的配慮としてやるべきことなのかというラインとしては、難しいと思われる事例は確かにあります。そういうご相談をうかがって、実際に就労場面の問題では、大阪府さんとかハローワークさんとも協議をして、結果的に合理的配慮が受けられたという方もいらっしゃいます。

会 長： この対応要領は、教育委員会も同じですか。

事務局： 別に作っています。

会 長： 別に作られているんですね。教育委員会で起こった事案については、障がい福祉課では把握されているんですか。それは別々。教育委員会は教育委員会。

事務局： 現在のところは、特に把握はしていません。こういう事例があったという報告は受けていません。

会 長： やはり障がいに関わることで、合理的配慮に欠けるような対応をされたというようなことが教育委員会部門で出てきた時には、どうなんですか。それは教育委員

会で解決されるのですか。

事務局： そうですね、情報がまだ共有できていない。実際、事例があるかどうかも含めて確認できていないので、そういった事例がありましたら情報共有して対応していきます。

会長： 予定のメンバーでは、人権女性政策課の人権関係は入っておられますが、教育委員会もかなり福祉と教育は、あまりよくない壁があるので。でも色々なことでは連携していかないといけない部署だとは思いますが。こういう機会ですので、何とか教育委員会を巻き込んだ形で、一緒に連携していくということも戦略かなという気はするのですが。また、ご検討をお願いしたいと思います。他、ございませんでしょうか。そうしましたら、次が……。これで終わりでしょうか。

事務局： えーるの方からも当事者参画に向けて、部会で検討したことを報告させていただきたいと思います。

会長： では、えーるさんから報告いただけるのですね。よろしくお願いします。

事務局： 門真市障がい者基幹相談支援センターえーるの西川です。えーるとしてではなく、門真市地域移行地域定着支援会議の事務局の一員として、今回、発表させていただきます。資料は4-2を参照ください。地域移行専門部会の一つであります門真市地域移行地域定着支援会議への当事者参画についての検討の報告をさせていただきます。始めに門真市地域移行地域定着支援会議についてご説明させていただきます。

門真市地域移行地域定着支援会議は年に6回開催しており、参画機関は記載されている通りとなっております。当会議における検討の内容を充実させる目的で、門真市地域移行地域定着支援会議の運営会議も年6回開催しております。運営会議の参画機関は記載されている通りとなっております。

会議目的は、身体・知的・精神障がい者を対象に、地域で生活している方や病院や施設から退院・退所してくる方に対し、地域での安定した生活が継続できるよう、関係機関のネットワークの構築を図ることとなっております。配布している資料に誤りがあり、目的のところの部分です。「精神障がい者を対象に」の後ろに「地域で生活している方」の追記をお願いします。

平成29年度の会議のテーマは、記載している取り、①～⑥となっております。①の当事者参加については、後程説明させていただきます。それ以外では、②③④番のテーマの中から、門真市にこれまでに無かったグループホーム事業所連絡会の必要性を検討し、障がいのある方が地域で住み続けるために必要な社会資源である事業所の連携体制を構築する働きかけであったり、事業所同士が話し合える機会を設けるなどの取組を行っております。

平成30年度に向けてですが、当部会の平成30年度に向けた活動としまして、今年度部会の構成メンバーとして当事者団体が参画することについて協議し、現在当部会で検討している地域課題や今後検討する課題に対して、当事者の意見が反映できる部会運営をめざすことについて会全体で意見が一致しております。平成30年度中に当部会への当事者団体の参画を進めていく予定となっております。同時に地域課題に対して、より掘り下げた検討が実施できるように、当事者の地域生活を支える事業所との連携強化と地域課題を共有できる体制の構築を進めるた

め、市内グループホーム事業所と市内において平成30年度中に開設予定となっている地域生活支援拠点の運営事業者の当部会への参画について進めていく予定となっております。

門真市地域移行地域定着支援会議への当事者参画について、具体的な検討の内容について報告させていただきます。専門部会への参画希望がある当事者団体が、十分に当部会の開催目的を理解した上で参画してもらうことが重要と考え、当部会の主旨、これまでの経過の説明を行い、当会議と門真市障がい者地域協議会やサブ協議会との関係性を新しく参画する当事者団体と共有の上、地域課題として検討が必要な議案と一緒に協議し、当事者の意見を踏まえた解決方法を検討していく役割を担える専門部会をめざしていきたいと考えております。そのためにも、当事者団体の部会への参加を求める前に双方の意見が一致できるよう事前の話し合いが必要と考え、「思っていた内容と会議内容が異なる。」であったり、「想定していた参加形態、会議主旨と異なる。」といった認識の違いが生まれないように進めていきたいと考えております。

そのためには、参加希望の当事者団体との事前の話し合いについて、地域移行専門部会の事務局である4機関が当事者団体との意見交換を行い、詳細な意見のすり合わせを行っていくことを予定しております。

参加方法についても同様に、各団体の希望する方法であったり、回数が団体ごとに異なる可能性もあるため、事前のヒアリングを予定しております。お互いが一緒に検討できるよう、参加可能回数も含めて検討すべきだと考えております。

当部会に参加する事業所で意見をまとめた当部会の参加イメージに関しましては、テーマによってスポット的な参加や当事者の意見を聞くのみの場への参加ではなく、毎回会議に参加し、現在参画している機関と同じ立ち位置で地域で住み続けるための課題解決と一緒に考えていくメンバーとしての参加をイメージしております。以上が報告となっております。

会 長： はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。いかがでしょうか。これは平成30年4月からスタートということよろしいですか。

事務局： 4月からではなく、平成30年度中をめざしています。まず、ヒアリングなど。

会 長： 事前の作業をされるということですね。その間に、地域生活支援拠点も建つであろうと。その事業者も含めてやっていくということですね。

事務局： はい。

会 長： 何かございませんでしょうか。

M 委員： 先程の部会の時も当事者の参加という話がありましたが、私が所属している門真クラブの当事者の方も一緒に参加していただいて会議をしています。開催するにあたって、やはり当事者の方もご苦労されているかとは思いますが、一緒にいるスタッフもどう会議を開催したら彼らが参加しやすく、意見が出しやすいかを当初からずっと考えているんですが。先程の会議の件もそうですが、こちらの移行専門部会ですか、これに参加するにあたって、会議って静かな場所で、休憩もなしで、手を挙げるのもためらいながら参加する会議というのは、とっても私も緊張しますが、他の障がいの方もそうかと思いますが、私が主に関わらせてもらって

る精神の方だと、もう参加するのは嫌というようになるので、本当に参加する必要があるのであれば、実施することがゴールではなく、そこで意見がちゃんと出し合える場になるのがゴールかと思っておりますので、もう少しリラックスした会議であるとか、ちょっと休憩を入れてみるとか、会議の仕方、あり方についても是非検討していただきながら、実施に導いていただけたらいいなど、聞きながら思いました。どういう方法かは今、申し上げられませんが、例えば、休憩を入れるとか、小ぶりにやってみるとか、そういうのも色々考えられたらいいのではないかと思いました。以上です。

会 長： 開催に当たっては、合理的配慮をよろしくお願ひしますということですので、よろしくお願ひします。他、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、これで終りたいと思ひますが、その他で何かござひますか。

D 委 員： 今日、ご案内いただきて参加しましたが、来たら席もなく、ネームプレートもない。これは事務的なことなんでしょうか。それとも私の方に何か落ち度があつたのでしょうか。

会 長： ということですが。

事 務 局： すみません、私のほうがミスをしてしまいました。すみません、申し訳ござひませんでした。

会 長： 事務的なミスということですね。

事 務 局： はい。次回からは気をつけますので、すみませんでした。

会 長： その他で事務局、何かござひますか。特にござひませんか。そうしましたら、今日予定しておりました議事をすべて終了いたしましたので、本日の協議会を終わらせていただきたいと思ひます。貴重なご意見、どうもありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。本日はこれにて終了いたします。どうもありがとうございました。

了